

住居確保給付金は 郵送で申請することができます

住居確保給付金は、休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれがある方々に対して、原則3ヶ月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主(管理会社)さんに支給する制度です。これまでは、離職・廃業から2年以内の方が対象でしたが、令和2年4月20日以降は、休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方も申請できるようになりました。

また、4月30日からはハローワークへの求職活動要件が緩和され、家賃の支払いにお困りの方が利用しやすい制度となっております。

支給上限額(大阪市内の例)

単身世帯:40,000円 / 2人世帯:48,000円 / 3人、4人世帯:52,000円



家主(管理会社)さんに直接家賃をお支払い!



●申請方法

- ・「大阪市 住居確保給付金の郵送申請について」より※申請書類(裏面に記載)を印刷し、ご記入のうえ、必要書類を添付して郵送してください。(郵送料は本人負担)
- ・郵送にあたっては、「レターパック」や「簡易書留」、「特定記録郵便」など、記録が残る方法で郵送してください。
- ・書類の印刷ができない場合は、相談支援窓口でも必要書類をお渡しすることができます。
- ・提出書類に不備があると、手続きを進めることができません。また、追加書類等を提出していただく際の郵送料も本人負担となるので、提出前に不足が無いか必ず確認をしてください。

●送付先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課「住居確保給付金」申請受付担当 あて

●次のいずれかに該当する場合は、郵送申請ではなく、相談窓口での申請受付となります。

- ・申請に必要な書類を相談しながら記入したい。
- ・住居確保給付金以外の支援施策等についても相談したい。
- ・既に住居を喪失している。
- ・以前に住居確保給付金の利用をしたことがある。(再受給を希望の方)

大阪市生活困窮者自立相談支援事業


くらし相談窓口

06-6953-2380


旭区役所 2階 23番窓口


【申請書類】


1. 確認事項及び提出書類一覧(このリストも提出してください)


 確認事項及び提出書類一覧 (このリストも提出してください) ※両面印刷

2. 申請書関係

 様式 1-1 (申請書) ※両面印刷


 様式 1-1 (申請書) 記入例 ※離職・廃業の場合


 様式 1-1 (申請書) 記入例 ※収入減少の場合

 様式 1-1 A (確認書) ※両面印刷


3. 申立書等


 参考様式 5 (離職状況等に関する申立書)

 参考様式 5-2 (就業機会の減少に関する申立書)

 収入状況に係る申告書 ※自営業・フリーランスの方

4. 住居関係

 様式 2-2 (入居住宅に関する状況通知書 家主または管理会社の証明) ※両面印刷

 様式 2-2 (入居住宅に関する状況通知書) 記入例

【郵送申請にあたっての注意事項】

- ・ 郵送申請の場合の申請日は、申請書類一式が大阪市役所に到達した日となります。
(例：送付日が令和2年5月31日、大阪市役所到着日が令和2年6月1日の場合は、申請日は6月1日)
- ・ 必要書類に不足がある場合は、追加で提出をお願いすることとなります。
連絡がつかない場合や、申請日が30日を越えても不足書類の提出がない場合、申請は不支給決定となりますのでご注意ください。
- ・ 申請書一式は、大阪市役所において必要書類の確認を行った後にお住まいの区の区役所へ送付します。
審査・決定は各区の区役所となりますので、審査に際し追加確認事項がある場合や、支給・不支給の決定の連絡等については各区役所からお知らせします。